

特別養護老人ホームもも大安運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人モモが開設する地域密着型介護福祉施設である特別養護老人ホームもも大安（以下「施設」という）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が互いに社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、いなべ市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図るものとする。

(定員)

第3条 施設の定員は20名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|---------------|------------------------|
| ①.ユニット数 | 2ユニット |
| ②.ユニットごとの入居定員 | ユニットA 10名
ユニットB 10名 |

(施設の名称及び所在地等)

第4条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- | | |
|-------|-------------------------|
| ①.名 称 | 特別養護老人ホームもも大安 |
| ②.所在地 | 三重県いなべ市大安町南金井 705 番地 96 |

第2章 定員及び人員に関する事項

(従業者の員数及び職務内容)

第5条 施設に次の従業者を置く。

- | | |
|-------|----|
| ①.管理者 | 1名 |
|-------|----|

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

- | | |
|---------|------|
| ②.生活相談員 | 1名以上 |
|---------|------|

生活相談員は、入居者の心身の状況やおかれている環境等の把握に努め、入居者又は家族(身元引受人等)の相談や必要な助言を行う。入居申し込みの調整を行う。

- | | |
|-----------|------|
| ③.介護支援専門員 | 1名以上 |
|-----------|------|

利用者の施設サービス計画の作成や必要に応じた変更、関係する専門職間の連絡調整を行う。

- ④.看護職員 1名以上
看護職員は、医師の診療補助及び療養上の世話、入居者の健康管理、施設の保健衛生業務に従事する
また、関係する医療機関との連携を図る。
- ⑤.機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の改善又は減退を防止するための訓練指導・助言
を行う。
- ⑥.介護職員 常勤換算で7名以上
介護職員は、入居者の日常生活の介護及び援助を行う。
- ⑦.医師 1名
定期的に利用者の健康状態の把握、健康保持及び療養指導のための適切な措置を行う。施設の保健衛
生の管理指導にあたる。
- ⑧.管理栄養士・栄養士 1名以上
入居者に提供する食事の管理や栄養指導を行う。
- ⑨.上記に定めるもののほか、必要ある場合はその他の従業者を置くことができる。

第3章 運営に関する基準

(重要事項等の説明および同意)

第6条 施設は、施設サービスの開始に際してはあらかじめ入所申込者又は家族に対し、契約事項の説明、運
営規定の概要、従業者の勤務体制その他入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載し
た文章を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について申込者の同意を得た上で契約書を締結する。

(受給資格の確認)

第7条 施設は、サービスの提供を求められた場合は、利用者の提示する被保険者証によって被保険者資格、
要介護認定の有無、認定有効期間を確認する。

第8条 施設は、前条の被保険者証に介護保険法(以下法という。)第73条第2項に規定する認定審査意見
が記載されている時は、審査会意見に配慮してサービスを提供しなければならない。

(入退所)

第9条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを
受けることが困難なものに対し、サービスを提供するものとする。

2 施設は、入居者が入院治療を必要とする場合、その他利用者に対し適切な便宜を供与することが困難
である場合は、適切な病院もしくは診療所、介護老人保健施設等を紹介する等の措置を速やかに講じなければ
ならない。

3 施設は、入所に際して、その者の心身の状況、病歴の把握に努めるものとする。

4 施設は、入居者についてその心身の状況、その置かれている環境に照らし、その者が居宅において日常生
活を営むことが出来るかどうか検討しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、特別養護老人ホームもも大安の入居指針に基づく入居検討委員会で協議しなけ
ればならない。

6 施設は、その者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことが出
来ると認められる利用者に対しその者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘

案し、その者の退所のために必要な援助を行なわなければならない。

7 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 施設は、入所に際に要介護認定を受けていない入所申込者について、認定申請が行なわれているかどうかを確認し、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行なわれるように必要な援助を行なわなければならない。

2 施設は、要介護認定の更新が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の30日前には行なわれるように必要な援助を行なわなければならない。

(入退所の記録の記載)

第11条 施設は、入所に際して、入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種別及び名称を、退所に際しては退所の年月日を当該者の被保険者証に記載しなければならない。

(利用料の受領及び利用料その他の費用の額)

第12条 施設は、法定代理受領サービスとして提供されるサービスについての利用者負担として、サービスに係る費用額の1割の支払いを受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に利用者から受ける利用額と、施設サービス費用基準額との間に、不条理な差額が生じないようにしなければならない。

3 施設は、第2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

項目	金額	備考	
居住費	基準費用額	2,006円	
	第1段階	820円	
	第2段階	820円	
	第3段階①	1,310円	
	第3段階②	1,310円	
食費	基準費用額	1,550円	
	第1段階	300円	
	第2段階	390円	
	第3段階①	650円	
	第3段階②	1,360円	
理美容	実費負担	理美容代金	
金銭管理サービス費用	1日	100円	
その他利用者負担が適当認められるもの	電気製品持込 月額	1,000円	
	24時間稼働電化製品	月額	2,000円
	入院時部屋料金 (入院7日目より)	2,006円	
	謄写物交付1枚	30円	

(上記に掲げられるものの他、指定介護老人福祉施設において提供される便宜のうち、日常生活においても通

常必要とされるものに係る費用であって、利用者に負担されることが適当と認められる費用を徴収する。)

4 前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対し当該サービスの内容及びその費用について説明を行い利用者の同意を得なければならない。尚、利用料及びその他の費用の額の詳細については、契約書及び重要事項説明書に記載するものとする。

(保険給付の請求の為の証明書の交付)

第13条 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスにかかる費用の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第14条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という)は、施設サービス計画の作成に当たっては、その有する能力、おかれている環境等の評価を通じて入居者が抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき問題を把握しなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、入居者及び家族の希望、入居者について把握された解決すべき問題に基づいて、当該入居者に対するサービスの提供に従業者と協議の上、サービスの目標その達成時期、サービスの内容、留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、利用者に対して説明、同意を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、サービスの提供にあたる他の従業所との連絡を継続的に行なうことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行なうと共に利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行なうものとする。

(介護福祉サービスの取扱い方針)

第15条 施設は、入居者についてその者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、その者の心身の状況に応じて、その者の処遇を適切に行なわなければならない。

2 施設のサービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行なわなければならない。

3 施設の従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は家族に対し処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行なわなければならない。

4 施設は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は利用者等の生命又は身体を保護する為の緊急や無を得ない場合を除き、身体的拘束そのた利用者の行動を制限する行為を行なってはならない。やむを得ず身体的身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった利用を記録しなければならない。

(介護及びサービスの内容)

第16条 介護は入居者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて適切な技術をもって行なうものとする。

2 施設は、年間を通じて週2回以上適切な方法により入浴し、又は清拭を実施し、清潔保持に努めると共に

寝たきり等で座位のとれない場合は、機械を用いての入浴等、状態に応じた方法を用いる。

3 入居者に対し、その心身の状況に応じて適切な方法により、排泄について必要な援助を行なうものとし、排泄の自立についても適切な援助を行なうものとする。

4 オムツを使用せざるを得ない入居者の排泄介助に当たっては、排泄状況を十分踏まえて実施するものとする。

5 入居者に対して、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を行なうものとし、シーツ交換は週1回行う。

6 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員に従事させることとする。

7 施設は、利用者に対しその負担により当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。ただし、看護、介護等の実習に関しては、当該施設の管理下での介護についてはこの限りではない。

8 レクリエーション及び行事等については、事業計画に基づいて実施するものとする。

（食事の提供と栄養管理、栄養ケア計画の作成）

第17条 食事の提供は、管理栄養士を配置し、栄養ならびに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとすると共に適切な時間に行なうものとする。尚食事の時間については、重要事項説明書に記載するものとする。

2 食事の提供は、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行なうよう努めるものとする。

3 管理栄養士は利用者の栄養状態を把握し、医師、看護師、介護支援専門員、その他の職種が共同して、摂取・嚥下機能に着目した、食形態にも配慮した栄養ケア計画の原案を作成しなければならない。

4 管理栄養士は、栄養士ケア計画の原案について、利用者に対しての説明、同意を得なければならない。

5 管理栄養士は栄養ケア計画の作成後においても、サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続して行なうことにより、栄養ケア計画の実施状況の把握を行なうと共に利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて栄養ケア計画の変更を行なうものとする。

（相談及び援助）

第18条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を実施するものとする。

（社会通念上の便宜供与等）

第19条 施設は、教養娯楽設備を備えるほか、適宜、利用者の為のレクリエーション行事を行なうものとする。

2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関に関する手続きについて、利用者又は家族が行なう事が不可能な場合は、その者の了解を得て、代わって行なうものとする。

3 施設は、常に利用者家族との連携を図るとともに交流の機会を確保しなければならない。

（機能訓練）

第20条 施設は、入居者に対して、その心身の状況に応じて、日常生活を営むに必要な機能を回復し、又は、減退を防止するための訓練を行なうものとする。この訓練は、機能訓練室における訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事等の実施をつうじた機能訓練を含むものであることを十分に配慮し行なうものとする。

（健康管理）

第21条 施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康状態に配慮し、必要に応じて健康保持の為の適切

な措置をとるものとする。

2 施設の医師はその行なった健康管理に対して、利用者の健康手帳に必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

(入院期間中の取扱い)

第22条 施設は、入居者について、入院する必要が生じた場合、その入院が概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望を勘案し必要に応じて適切な便宜を供与すると共にやむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に再入所することが出来るように配慮するものとする。尚、入院に関する事項は重要事項説明書に記載するものとする。

(入居者に関する市への通知)

第23条 施設は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨をいなべ市に通知するものとする。

2 正当な理由なしに、介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる時。

3 偽りのその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとした時。

(管理者による管理)

第24条 施設の管理者は、専ら当該施設の職務に従事する常勤のものでなければならない。ただし、当該施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設の職務に従事することができる。

(管理者の責務)

第25条 施設の管理者は、当該施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握他の管理を一元的に行なわなければならない。

2 施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行なうものとする。

(勤務体制の確保)

第26条 施設は、利用者に対して適切なサービスを提供することが出来るように従業者の勤務体制を定めておくものとする。

2 施設は、当該施設の従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

3 施設は、従業者に対して、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(定員遵守)

第27条 施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第28条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくと共に、災害に備えるために、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとする。具体的な計画については、防火管理規定に記載するものとする。

(衛生管理等)

第29条 施設は利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行なわなければならない。

2 施設は、当該施設に置いて、感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(協力病院等)

第30条 施設は、入院治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力病院をさだめておかなければならない。

(施設利用にあたっての留意事項)

第31条 利用者はサービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 管理者が定めた場所以外での喫煙の禁止
- (2) 指定した場所以外で火気を使用してはならない。
- (3) その他管理者が定めた事項で、重要事項説明書に記載した事項

(掲示)

第32条 施設は、当該施設の見やすい場所に運営規定の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第33条 施設の従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、雇用時に取り決める等、必要な措置を講ずるものとする。

3 施設は、居宅介護支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文章により利用者の同意を得ておかなければならない。

(広告)

第34条 施設は、事業についての広告をする場合は、真実に基づいて広告しなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第35条 施設は居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅支援介護事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介する代償としての金品その他財産上の利益の收受にてはならない。

(苦情処理)

第36条 施設は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情受付の窓口を設けるものとする。具体的な苦情処理の体制については、別紙のとおりとする。

(地域との連携)

第37条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はボランティア団体との連携を密接にし、地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第38条 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにいなべ市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 施設は、利用者に対するサービスにより賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行わなければならない。

(会計区分)

第39条 施設は、介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の会計の事業と区分しなければならない。

(記録の整備)

第40条 施設は、従業者、設備、及び会計に関する諸記録を整備しなければならない、尚、その保存年数はその完結の日から2年間とする。

(兼務職員)

第41条 業務の内容により管理者(施設長)、生活相談員、管理栄養士、看護職員、介護職員、事務員等の職員は、通所介護事業、短期入所生活介護事業他との兼務を命ずることがある。

(身体拘束廃止取組み内容)

第42条 認知症等により、利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合についてのみ身体拘束を行うことがある。

2 身体拘束が必要な場合は、利用者又は家族に説明をし、同意をえなければならない。

3 その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由を記録しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第43条 施設は、利用者の人権・虐待等の防止のため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を年2回以上実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、介護保険サービス事業所又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第44条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービスを受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(その他施設の運営に関する重要事項)

- 第45条 施設は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため研究、研修機会を設け、また、業務体制を整備しなければならない。
- 2 施設は、介護に直接携わる従業者のうち医療・福祉に関する資格を有さない者については、認知症介護基礎研修を受講させるものとする。
- 3 この規定以外の入所に関する事項については、サービス契約書、重要事項説明書に基づいて履行されなければならない。
- 4 この事項に定める事項のほか運営に関する重要事項は法人と施設の管理者が協議して定める。

附則

この規程は 平成26年4月1日から施行する。

この規程は 平成30年4月1日から施行する。

この規程は 第12条第3項を変更し令和2年4月1日から施行する。

この規程は 第12条第3項を変更し、第43条、第44条を追加、第45条を変更及び繰り下げて、令和6年4月1日から施行する。